

農地に関する賃借料

昨年1月～12月に締結（告示）された農地10アール当たりの賃借料水準は、表のとおりです。従来の標準小作料の公表に代わるものですが、あくまでも参考情報です。賃借料等の契約は、貸し手と借り手の協議により決めることになっていきます。

対価（田）	平均	件数
賃借料	9,000円	80
物納（玄米）	45kg	233

問い合わせ：市農業委員会事務局

(TEL 25-2333)

マイナンバーカードの休日受け取りができます

お仕事の都合などにより、通常開庁時に来庁できない人のため、左記の日時で交付を行います。※電話での予約が必要です。

とき：1月25日（土）

各日午前8時30分～正午

ところ：市庁舎1階2番窓口

申込期限：1月24日（金）

午後5時

問い合わせ：市民・人権同和

対策課 市民係

(TEL 25-2277)

直方・鞍手新産業団地造成事業の進捗状況

開発区域位置図



現地写真



(ドローンによる空撮 昨年12月時点)

企業誘致の受け皿となる工業用地として植木地区と鞍手町中山地区にまたがる約22haを福岡県および鞍手町と共同で整備しています。

昨年は開発区域内の伐採工事が完了し、令和7年度の完成を目指し、これから本格的な造成工事を進めていきます。

次の方より、寄附が寄せられました。

令和6年能登半島

大雨災害義援金

有限会社 松田衣料店 様

令和6年能登半島

地震災害義援金

林照之 様

次の方より、寄附が寄せられました。

寄附のお礼

林照之 様

明治安田生命保険相互会社

北九州支社 様

JKC北九州ドッグスポーツ
トレーナーズクラブ 様

3S FACTORY
HOTSPOT MEETING

堺正教 様

オンラインでの申請が多い手続き

産後ケア「デイケア 1回無料」

子育て・障がい支援課 母子保健係
(TEL:25-2114)



国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請

保険課 保険年金係
(TEL:25-2113)



粗大ごみ(大型ごみ)収集の申込み

循環社会推進課 廃棄物対策係
(TEL:26-4992)



※オンラインで申請可能な手続き一覧は、右記二次元コードよりご覧いただけます。





パブリックコメント

みなさまからの
ご意見を募集します

第3期直方市子ども・子育て支援事業計画(案)への意見を募集

子育て世代を社会全体で支える環境づくりを進めるとともに、変化し続ける社会に適応し、自立した社会生活を営んでいけるよう乳幼児期からの保育・教育の充実を目指すため、このたび、令和7年度からの5カ年を計画期間とした「第3期直方市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。そこで、この原案に対する市民の皆様のご意見を募集します。

募集期間 1月6日(月)～2月5日(水)

意見提出 郵送、FAX、市ホームページ、市庁舎2階25番窓口へ持参

閲覧場所 市庁舎2階 こども育成課窓口、市ホームページ



問い合わせ こども育成課 こども育成係 TEL:25-2148 FAX:25-2316

土地、家屋に係る変更の届出 および償却資産の申告について

住宅用地の使用用途変更や、家屋の増築・取り壊し等に係る届出

昨年1月から12月までの間に次のような変更を行い、まだ届け出ていない人は届出が必要です。

土地 住宅用地として使用していた土地を住宅用以外の目的で使用し始めた場合等、使用用途に変更があった場合

届出期限 1月31日(金)

家屋 増築(市販の物置やサンルーム等も含む)や取り壊し等により、床面積や利用状況等に変更があった場合、未登記家屋の所有権移転(売買、贈与、相続等)を行った場合

償却資産の申告

償却資産とは、会社や個人で事業をする人が、その事業のために用いる有形資産で、土地・家屋以外のものです。

1月1日現在で、次の資産を所有している会社や個人事業者は、所有資産を資産の所在地である市町村へ申告する必要があります。また、個人事業者は提出時に本人確認書類の提示をお願いします。(以前提示していただいた人は、提示の必要はありません。)

対象資産 構築物、機械・装置、車両(自動車税・軽自動車税の課税対象は除く)・運搬具、工具・器具・備品、事業用設備等

対象業種の例 飲食店、理・美容業、小売店、アパート・駐車場経営、医院、工場、農業等

本人確認書類 個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)および本人確認書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等)

申告期限 1月31日(金)

※事業用資産を所有している場合、案内等が届いていなくても申告が必要です。調査により申告漏れが見つかった場合、取得時期にさかのぼって課税されることがあります。

※詳しくは、市ホームページ内「償却資産に対する申告と課税」をご覧ください。



●問い合わせ…税務課 固定資産税係(Tel:25-2143)